

なんでやねん

発行責任者 岸橋 忠

No. 7 0

労働基準法を読んでみよう

人たるに値する生活を営むための権利として、憲法は労働権を保障した。しかし、実際には労働者は使用者に対して弱い立場にある。そのため、憲法や法律で保障された権利を無視して働いているのが現状である。資本主義社会では契約自由の原則が基本にあるからである。

労働基準法第32条は、1週間の労働時間を40時間と定めている。

そして、1日の労働時間は8時間を超えてはならない。

しかし、例外規定でその労働時間を超えることが許されている。第36条の認める残業である。「サブロク協定」とよばれるこの制度は、週40時間の労働時間を事実上無視して働くことを可能にしている。

（労働時間）第三十二条

使用者は、労働者に、労働時間を除き一週間に於て四十時間を超えて、労働させてはならない。

②

使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日に於て八時間を超えて、労働させてはならない。

（労働基準法）

第一条

労働者は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

② この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならない。その向上を図るよう努めなければならない。

2016年(平成28年)10月15日(土) 毎日新聞

残業って制限ないの？

なるほど

「なるほど」協定という言葉をよく聞きます。いくらでも残業ができる仕組みなの？

記者 いえ、本来は、時間外労働についてルールを定めるべきです。労働基準法は時間外労働を原則禁止しており、例外を定めたのが同法36条で、36協定という呼び名の元になっています。会社と労働者が残業に関する労使協定を結んで労働基準監督署に届け出れば時間外労働をさせることができます。設定できる残業時間には「月45時間」などの制限があります。しかし、一時的に業務が忙しくなった場合、さらに残業時間を延ばせる「特例」があり、設定する残業時間に上限がなく、「無制限に残業させる」



なるほど 「36協定」という言葉をよく聞きます。いくらでも残業ができる仕組みなの？

労基法では原則禁止 特例で「無制限」に

せられ」と指摘されているのです。36協定を含む同法が制定されたのは1947年、日本が戦後の復興に向かう時期です。Q どのくらい残業しているのか。A 厚生労働省の調査では、1年間で最も時間外労働の多かった月、過労死ラインの「80時間」を超える企業が22.7%もありました。Q 他の国はどうなの？ A 欧州連合(EU)諸国では、時間外労働を合計で「4カ月平均で週48時間」が大前提です。単純比較はできませんが、日本なら月30時間程度、の残業になります。

回答 鈴木直樹(医療福祉部)

2016.10.15

「なるほど」第

（時間外及び休日の労働）第三十六条

使用者は、当該事業場において、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においては、その労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十一条から第三十二条の五まで若しくは第四十条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この項において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他厚生労働省令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日に於て一時間を超えてはならない。

『過労死等防止対策白書』の第1号が、今年に発行された

2016年10月に政府は『過労死等防止対策白書』を発表した。過労死が社会問題として注目されるようになって30年が経ってから、ようやくである。日本の産業界や政治が、労働者の立場を配慮せずに、利潤追求を優先してきた姿の象徴とも言える現象である。

『過労死等防止対策白書』は2014(平成26)年に成立・施行された過労死等防止対策推進法の第6条に基づき、国会に毎年報告を行う年次報告書である。

平成28年度『過労死等防止対策白書』によれば労働時間の状況を調査した結果では、平均的な月における正規雇用従業員(フルタイム)1人当たりの月間時間外労働時間(残業時間)を業種別にみると、月45時間超と回答した企業の割合が最も多いのは、「運輸業、郵便業」(14.0%)となっている。

また、月20時間超と回答した企業の割合についてみると、「運輸業、郵便業」(54.7%)、「情報通信業」(53.7%)、「建設業」(48.7%)の順に多くなっている。

次に1年間のうち1か月の時間外労働時間(残業時間)が最も長かった正規雇用従業員(フルタイム)の月間時間外労働時間の企業の割合について、月80時間超えと回答した企業の割合は、全体で22.7%、業種別にみると「情報通信業」(44.4%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(40.5%)、「運輸業、郵便業」(38.4%)の順に多くなっている。

このような公式調査でも、長時間労働が「当たり前」のようにになっているのが日本の産業界の実態である。

「過労死等」とは

業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいう。

『過労死等防止対策白書』のポイント

1. 過労死等防止対策推進法に基づく初の白書
2. 過労死等防止対策推進法が制定に至るまでの経緯などについて記載
3. 過労死等の実態を解明するための調査研究(労働者の労働時間だけでなく、生活時間の状況等の労働・社会面からみた調査や、労災認定事業のデータベース構築など)など、平成27年度に行われた過労死等防止対策の取組について記載
4. 過労死等防止対策に取り組む民間団体の活動をコラムとして紹介

■目次

- 第1章 過労死等の現状
- 第2章 過労死等防止対策推進法の制定
- 第3章 過労死等の防止のための対策に関する大綱の策定
- 第4章 過労死等の防止のための対策の実施状況(資料編)

資料出所：厚生労働省ホームページより